

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第24号

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取市特別医療費助成条例（昭和48年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「から第6号まで」を「及び第5号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 別表第6号に掲げる者にあつては、医療費の全額

第6条中「第3条第2項第1号」の次に「及び第4号」を加える。

別表第5号中「並びにこれらの者が扶養している児童」を削り、同表第6号を次のように改める。

(6) 児童

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取市特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係

る医療費の助成については、なお従前の例による。